

岐阜市立女子短期大学授業料等減免取扱要綱実施細目

制定 平成13年 2月 1日

改正 平成15年 4月 1日

改正 平成25年 3月27日

改正 平成25年10月 7日

改正 平成26年 3月31日

改正 令和 2年 2月14日

(趣旨)

第1条 この細目は、岐阜市立女子短期大学授業料等減免取扱要綱（平成13年2月1日決裁。以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、要綱の実施について必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象者等)

第2条 要綱第2条第3項第1号及び第4条第3項に規定する家計基準は、授業料免除選考基準の運用について（平成13年3月28日付け12文科高第295号文部科学省高等教育局長通知。以下「授業料免除選考基準」という。）に定める収入基準額表によるものとする。ただし、要綱第2条第1項第3号、第4号に該当する場合（家庭環境が急変した場合）には、別紙1の所得の認定及び特別控除の適用を受ける。

2 要綱第2条第2項及び第3項第2号に規定する独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金の学業成績基準を満たしている者の判定は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 1年次に在学する者について、前期においては、出身高等学校又は中等教育学校後期課程における各教科・科目の評定平均値が3.5以上又は入試成績が入学者の上位2分の1以内の者、後期においては、所属学科における1年次前期の成績が上位2分の1以内の者

(2) 2年次に在学する者について、前期においては、所属学科における1年次までの成績が上位2分の1以内の者、後期においては、所属学科における2年次前期までの成績が上位2分の1以内である者

3 修得単位が皆無若しくは極めて少ない者又は留年している者若しくは修業年限を超えた者は、要綱第2条第1項第2号から第7号までに規定する事由による減免の対象としない。ただし、病気、留学その他特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。

4 入学料の減免については、入学を確約した者についてのみ申請を認めるものとする。

(総所得金額の算定)

第3条 要綱第2条第1項第2号から第7号までに規定する事由により授業料等の減免の対象となる者が属する世帯における1年間の総所得金額の算定は、授業料免除選考基準に定める総所得金額の算定方法によるものとする。

(減免の申請)

第4条 要綱第5条第2項に規定する学資負担者の生活状況を証する書類その他市長が必要と認

める書類は、次に定めるものとする。

(1) 要綱第2条第1項第2号に該当する者

ア 住民票の写し等世帯（同居又は別居を問わず、本人と生計を一にする世帯をいう。以下同じ。）構成員が確認できる書類

イ 福祉事務所長が発行する保護受給決定（変更）通知書の写し

(2) 要綱第2条第1項第3号から第5号まで及び第7号に該当する者

ア 住民票の写し等世帯構成員が確認できる書類

イ 本人と生計を一にする世帯構成員の収入状況に関する証明書

(ア) 就学者及び就学前の者を除く全員の市区町村長の発行する所得証明書（前期分申請の場合は前々年分の証明書、後期分申請の場合は前年分の証明書）

(イ) 給与所得者については、勤務先発行の前年分の源泉徴収票の写し

(ウ) 給与所得以外の所得者については、確定申告書の写し（当年3月15日までに税務署に提出した控えの写し）

(エ) 退職金、保険金等臨時所得がある場合は、受取時期、金額等を証明できる書類

(オ) 非課税の恩給・年金収入がある場合は、交付通知書の写し等受取時期、金額等を証明できる書類

(カ) 前年の中途又は当年に新たに就職又は転職した者については、就職又は転職後の収入を証明できる書類

(キ) 雇用保険を受給している者については、職業安定所発行の雇用保険受給証明書

(ク) 世帯が児童手当を支給されている場合は、市区町村長の発行する支給証明書

(ケ) 本人以外の就学者で奨学金を受給している場合は、奨学金の受給状況を証明できる書類

(コ) 本人以外の就学者で授業料の免除を受けている場合は、減免決定通知書の写し等減免額を証明できる書類

ウ 前年の中途又は当年に本人と生計を一にする世帯構成員に退職した者がある場合は、退職証明書

エ 前年の中途又は当年に本人と生計を一にする世帯構成員に死亡等による変動が生じた場合は、その事実を証明できる書類

オ 本人と生計を一にする世帯に障害者がいる場合は、身体障害者手帳の写し等その事実を証明できる書類

カ 本人と生計を一にする世帯に長期療養者がいる場合は、医師の証明書及び療養費支払金額が証明できる書類

キ 家屋の家賃又は土地の地代を支払っている場合は、賃貸借契約書等支払金額を証明できる書類

ク 天災その他の災害による場合は、市区町村長、消防署長又は警察署長が発行する罹災の証明書

2 前項の規定にかかわらず、当該年度の前期に減免を承認された者は、後期については世帯状況等に変動がない場合に限り、書類の添付を一部省略することができる。

3 前項の規定にかかわらず、入学を許可した者の入学料及び前期授業料減免の申請書提出期限については入学試験合格通知時に学長が指定する。

(授業料等減免委員会の設置)

第5条 授業料等減免に関する事項を審査するため、岐阜市立女子短期大学授業料等減免委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審査するものとする。

(1) 授業料等の減免に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、学長が必要と認める事項

(組織)

第7条 委員会の委員は、次の職にある者をもって充てる。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 附属図書館長

(4) 各学科長

(5) 事務局長

(6) その他学長が指名する者

2 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

(委員長)

第8条 委員長は、委員会の事務を総括し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(関係者等の出席)

第10条 委員長は、事案について必要があると認めるときは、関係者又は専門的知識を有する者を委員会の会議へ出席を求めて、事案について説明させ、又は意見を述べさせることができる。

(持回り審議)

第11条 緊急を要する事案又は軽易な事案については、委員に回議して、委員会の審議に代えることができる。

(減免の取消し)

第12条 委員会は、減免の承認を受けた者が、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第15条第1項各号又は要綱第10条第3項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その旨を速やかに市長に報告しなければならない。

（庶務）

第13条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

（その他）

第14条 この細目に定めるもののほか、細目の取扱いについて必要な事項が生じた場合は、その都度定める。

附 則

この細目は、平成13年 2月 1日から施行する。

附 則

この細目は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この細目は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この細目は、平成25年10月 7日から施行する。

附 則

この細目は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この細目は、令和 2年 4月 1日から施行する。